「時の経過」の考え方

- ・個人や法人の権利利益や公共の利益を害するおそれの蓋然性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化により低下する(国立公文書館の考え方と同じ。)
- ・いわゆる30年原則を踏まえ、公開を原則とする。また、利用制限を行うべき情報は必要最小限とする(国立公文書館の方針と同じ。)
- ・個人情報については、特定歴史公文書等の利用においても、情報公開制度と同様、個人識別型で制限するのが原則(§ 14①)
- ・個人情報については、一定期間を経過したときは、時の経過の考慮として、個人や法人の権利利益を害するおそれの有無について検討を 行う(§14②、審査基準)。審査の便宜のため、その場合の一定期間の目安を参考として示す(審査基準別表)。

情報公開条例

非公開事由§6

- (1) 個人識別情報
- (2) 法人利益侵害情報
- (3) 公共安全支障情報
- (4) 法令秘情報
- (5) 政策形成過程情報
- (6) 事務支障情報

公文書等の管理に関する条例

利用制限事由§14①

- (1)ア 個人識別情報
- (1)イ 法人利益侵害情報
- (1) ウ 公共安全支障情報
- (1)イ 法令秘情報
- (1)イ 事務支障情報
- (2) 寄贈寄託者が希望する 一定期間の制限
- (3) 原本の破損汚損のおそれ等

時の経過の考慮§14②

第1号に該当するか否かを判断するに当たっては、 (中略)作成され、または取得されてからの<u>時の経過</u> を考慮するとともに、(以下略)

個人情報に係る審査基準

1 審査の基本方針

「個人情報については、作成または取得の日から一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなる」

別表

個人の<u>権利利益を害するおそれがあるかについて</u> 検討を行う「一定の期間」の<u>目安</u>

> 一定の期間 (目安)

個人情報であって、一定の期間は、 〜当該情報を公にすることにより、 当該個人の権利利益を害するおそれ があると認められるもの

50年

以下 略